

北上市災害対策本部長訓令第1号

北上市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

北上市災害対策本部長  
北上市長 高橋敏彦

北上市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

北上市災害対策本部規程（平成3年北上市災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(副本部長、本部付及び本部員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、企画部長、危機管理監、財務部長、まちづくり部長、生活環境部長、福祉部長、健康こども部長、農林部長、商工部長、商工部参事、都市整備部長、教育部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。</p> <p>4 北上市災害対策本部条例第2条第2項の規定により、副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合は、本部員が副本部長の職務を代理するものとし、その代理順位は次のとおりとする。</p>	<p>(副本部長、本部付及び本部員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、企画部長、危機管理監、財務部長、まちづくり部長、生活環境部長、福祉部長、健康こども部長、農林部長、商工部長、商工部参事、都市整備部長、<u>都市整備部技監</u>、教育部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。</p> <p>4 北上市災害対策本部条例第2条第2項の規定により、副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合は、本部員が副本部長の職務を代理するものとし、その代理順位は次のとおりとする。</p>

(1) 第1順位 企画部長

(2) 第2順位 財務部長

5 [略]

別表第2 (第5条関係)

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	(1) <u>情報収集及び伝達に関すること。</u> (2) <u>本部の設置及び運営に関すること。</u> (3) <u>各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。</u> (4) <u>災害対策本部会議に関すること。</u> (5) <u>防災関係機関との連絡調整に関すること。</u> (6) <u>自衛隊の災害派遣要請に関すること。</u> (7) <u>本部の庶務に関すること。</u> (8) <u>部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。</u> (9) <u>支援物資の調達及び支給に関すること。</u> (10) <u>避難指示等の発令に関すること。</u> (11) <u>その他他部に属さない事項に関すること。</u>
	総務課	(1) <u>職員の動員に関すること。</u> (2) <u>要員の確保に関すること。</u>

(1) 第1順位 危機管理監

(2) 第2順位 企画部長

5 [略]

別表第2 (第5条関係)

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	(1) <u>関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関すること。</u> (2) <u>渉外要望に関すること。</u> (3) <u>海外、団体等からの援助の受入れに関すること。</u> (4) <u>業務継続計画の実施に関すること。</u> (5) <u>広域災害における他自治体への支援活動に関すること。</u> (6) <u>危機管理課への協力に関すること。</u>
	総務課	(1) <u>職員の動員及び調整に関すること。</u> (2) <u>避難所の開設及び運営に関すること。</u>

	<p>(3) <u>各部の人員の把握及び調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関すること。</u></p> <p>(5) <u>応援者の受入れ及び配置に関すること。</u></p>
都市プロモーション課	<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>
危機管理課	<p>(1) [略]</p>

	<p>(3) <u>避難所担当職員の動員に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市議会との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>国、他自治体からの応援者の受入れ、調整及び配置に関すること。</u></p>
都市プロモーション課	<p>(1) <u>情報収集及び伝達に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>危機管理課への協力に関すること。</u></p>
危機管理課	<p>(1) <u>本部の設置、運営及び庶務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>防災関係機関及び他の消防機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>自衛隊の災害派遣要請に関すること。</u></p> <p>(5) <u>部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。</u></p> <p>(6) <u>避難指示等の発令に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p>

		<p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難指示等の情報発信に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 避難所の開設及び運営に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 避難所担当職員の動員に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 備蓄品に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 岩手県防災ヘリコプターの要請に関する<u>こと。</u></p> <p>(13) 他の消防機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p>			<p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) その他他部に属さない事項に関する<u>こと。</u></p>
財務部	財政課	(1)～(3) [略]	財務部	財政課	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市の備蓄品に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 市内における支援物資の調達及び支給に関する<u>こと。</u></p>
	[略]			[略]	
	市民税課	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 災害現場の情報収集に関する<u>こと。</u></p>		市民税課	(1) [略]

		(3) [略]
	[略]	
[略]		
福祉部	国保年金課	(1) [略] (2) 地域福祉課及び障がい福祉課の業務への協力に関すること。
	[略]	
[略]		
都市整備部	[略]	
	都市計画課	(1) [略]  (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]
	都市再生推進課	市営駐車場の被害調査及び応急対策に関すること。
	[略]	
[略]		

		(2) [略]
	[略]	
[略]		
福祉部	国保年金課	(1) [略] (2) 地域福祉課及び障がい福祉課への協力に関すること。
	[略]	
[略]		
都市整備部	[略]	
	都市計画課	(1) [略] (2) 市営駐車場の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) 被害住宅の応急修理に係る事務に関すること。
	都市再生推進課	都市計画課への協力に関すること。
	[略]	
[略]		

別表第4（第7条関係）

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	(1) <u>災害対策本部会議の招集及び実施に関すること。</u> (2) <u>各地域の被害発生状況の把握に関すること。</u> (3) <u>その他他部に属さない事項に関すること。</u>
	総務課	<u>職員の動員及び確保に関すること。</u>
	[略]	
	危機管理課	(1) [略] (2) <u>避難所の開設及び運営に関すること。</u> (3) [略] (4) <u>備蓄品に関すること。</u> (5)・(6) [略]
財務部		

別表第4（第7条関係）

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	<u>業務継続計画の実施に関すること。</u>
	総務課	(1) <u>職員の動員及び確保に関すること。</u> (2) <u>避難所の開設及び運営に関すること。</u>
	[略]	
	危機管理課	(1) <u>災害対策本部会議の招集及び実施に関すること。</u> (2) <u>各地域の被害発生状況の把握に関すること。</u> (3) [略] (4) [略] (5)・(6) [略] (7) <u>その他他部に属さない事項に関すること。</u>
財務部	財政課	<u>市の備蓄品に関すること。</u>

	資産経 営課	[略]		資産経 営課	[略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。